

令和7・8年度島根県建設工事入札参加資格審査項目（特別点）の概要

土木総務課 建設産業対策室
令和6年9月12日現在

令和7・8年度島根県建設工事入札参加資格審査における特別点の審査項目については、中長期的な品質確保のために、品質を確保できる技術力を評価するとともに、地域の維持・担い手の確保といった観点により一層評価するため、企業の技術力、社会性、地域貢献、法令遵守など以下の評価項目を設ける。

（特徴）品質確保のための技術力項目の評定配分が、最も高くなるような配点を継続しつつ、現在の建設産業における大きな課題である、若年者の雇用の確保にも配慮している。

1. 対象 **県内建設業者のうち、以下工種を申請する業者**
土木一式
建築一式
とび・土工・コンクリート（法面処理工事に限る）
舗装（アスファルト舗装工事に限る）
2. 評価方法
 - 県内業者：経営事項審査の総合評定値（P点）＋ 特別点
 - 県外業者：経営事項審査の総合評定値（P点）
3. 申請書受付期間 令和6年11月1日（金）～令和6年12月16日（月）又は
令和7年 1月16日（木）
4. 資格の有効期限 令和7年4月1日から令和9年3月31日
5. 特別点（主観点）項目等について
【(1)～(5)技術力、(6)～(13)社会性、(14)～(16)地域貢献、(17) (18)減点、(特例措置)】

【技術力】

（1）工事成績

○県発注工事の工事成績評定の平均点に応じて、以下の計算式で加点。

加点の算出方法 = [評定の平均点（小数点第2位切捨）－65点] × 10点

※ 平均点が1点上がる毎に10点加算

加点の基準値 … 平均点65点で加点0点、平均点80点で加点150点、

平均点65点未満は一律 ▲30点

・土木一式、法面処理及びアスファルト舗装にあつては、評定点を付す工事件数が1件の場合は、上記の方法で算出された点数から30点減ずる。

但し、平均点が65.0～68.0点で工事件数が1件の場合は0点とする。

・県発注工事の実績が評定を付さない工事のみの場合及び実績がない場合は0点とする。

[対象工事] 土木一式、法面処理及びアスファルト舗装

・・・令和3・4・5年度完了工事が対象

[対象工事] 建築一式

・・・平成31（令和元）・令和2・3・4・5年度完了工事が対象

(2) 継続学習への取組状況

[土木一式、法面処理及びアスファルト舗装]

申請日前5年間（R1.12.1～R6.10.31）にCPDSの取得単位数の合計が100ユニット以上
・・・10点 [土木施工管理継続学習制度・（一社）全国土木施工管理技士会連合会]

[建築一式]

過去5年間（H31（R1）～R5年度）にCPDの取得単位数の合計が50単位以上
[建築士会継続能力開発制度・（一社）島根県建築士会]

又は、過去5年間（H31（R1）～R5年度）に建築施工管理CPDの取得単位数の合計
が20単位以上・・・10点 [(一財)建設業振興基金]

(3) 新技術の登録状況 [土木一式、法面処理及びアスファルト舗装のみ]

○「しまね・ハツ・建設ブランド」への登録・・・5点

(4) 技術者（技能者）の在籍状況 [法面処理、アスファルト舗装のみ]

常勤として雇用が確認できる者を加点

[法面処理]

① 法面施工管理技術者

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

② グランドアンカー施工士

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

③ 地すべり防止工事士

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

④ のり面ノズルマン

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

[アスファルト舗装]

① 舗装施工管理技術者（1・2級）

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

② 大型特殊免許保有者

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

③ 車両系建設機械運転技能講習修了者

在籍人数・・・1点/1名 [10名・10点を上限]

(5) 施工機械の保有状況 [法面処理、アスファルト舗装のみ]

機械を売買契約したもの。又は、長期リース契約したものを加点

[法面処理]

① 種子吹付機械

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

② モルタル吹付機械

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

③ 鉄筋挿入施工機械（削孔機械）

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

④ グランドアンカー施工機械（ロータリーパーカッション）

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

[アスファルト舗装]

① アスファルトフィニッシャー

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

② モーターグレーダー

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

③ タイヤ・マカダムローラ

保有台数・・・4点/1台 [5台・20点を上限]

【社会性】-----

(6) 障がい者雇用

障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用状況（「しまねゆめいくカンパニー」の認定要件を準用）

但し、加点の上限は15点

- ①雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用していない
・・・▲10点
- ②雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用している
・・・0点
- ③雇用義務者が法定雇用障がい者数の2倍以上雇用している
・・・15点
- ④雇用義務のない者が障がい者を1名雇用している
・・・7点
- ⑤雇用義務のない者が障がい者を2名以上雇用している
・・・15点

[土木一式、建築一式及びアスファルト舗装のみ]

- ⑥複数の障がい者就労支援事業所等からの購入金額が120万円/年以上の者
・・・10点
- ⑦複数の重度障がい者多数雇用事業所等からの購入金額が600万円/年以上の者
・・・10点

(7) 子育て・女性支援

○子ども・女性みまもり運動の登録事業者のうち、申請日前3年間（R3.12.1～R6.10.31）に運動を実施し、運動内容を担当課への報告している者・・・2点

(8) 労働安全対策

①建設業労働災害防止協会に加入し、申請日前3年（R3.12.1～R6.10.31）以内に同協会の現場安全パトロールに参加実績がある者・・・5点

②申請日前3年間（R3.12.1～R6.10.31）に上記協会が実施する「安全衛生教育研修」のうち指定する研修(下記の8項目)の受講実績・・・1講座,1名受講につき2点 [最大10点]

- ・ 職長及び安全衛生責任者教育
- ・ 建設業職長のためのリスクアセスメント
- ・ 新総合工事業者のためのリスクアセスメント
- ・ 足場の組立等作業主任者能力向上教育(定期)
- ・ 現場管理者統括管理講習
- ・ 車両系建設機械（整地等）運転業務従事者安全衛生教育（定期）
- ・ 建設業等における管理者のための熱中症予防教育
- ・ 職長・安全衛生責任者能力向上教育（定期）

(9) 建設業労働者の福利向上

以下の4項目を全て取り組んでいる者・・・5点

- ① 建設業退職金共済事業への加入・履行
- ② 退職一時金制度を導入又は加入
- ③ 企業年金制度を導入又は加入

- ④ 法定外労働災害補償制度に加入

(10) 次世代育成支援

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、こっころカンパニー認定
但し、加点の上限は6点

- ①こっころカンパニー認定 . . . 4点
② 過去3年間 (R3~R5年度) にプレミアムこっころカンパニー知事表彰を受賞した企業 **又は殿堂入りした企業** . . . 6点

(11) 女性の活躍促進

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、しまね女性の活躍応援企業登録

- ①しまね女性の活躍応援企業登録 . . . 4点

(12) 雇用の確保 (若年者雇用及び継続雇用)

- ①申請日前3年間 (R3.12.1~R6.10.31) に雇用時の年齢が29才以下のものを雇用し、かつ、常勤として継続雇用 . . . 6点/1名 [5名・30点を上限]
②令和4~6年度名簿に新規雇用者として加点を行った者の2年以上の継続雇用 . . . 5点/1名 [5名・25点を上限]
③平成31・32 (R3) 年度名簿に若年者の雇用として加点され、令和4~6年度名簿に継続雇用した者について、建設業法に係る主任技術者になれる資格及び経営事項審査で加点項目となる登録経理士試験1・2級を取得 (実務経験は除く)
※ 対象者が就職する際、既に資格を有している場合は、次の段階の資格 (例: 2級施工管理技術者は1級施工管理技術者を取得、1級施工管理技術者は他の主任技術者になり得る資格) を取得した場合に加点 . . . 5点/1名 [5名・25点を上限]

(13) 建設産業の中長期的担い手確保に資する活動

○社会教育課所管の「学校支援企業等」に登録し、申請日前3年間 (R3.12.1~R6.10.31) に小中高特支生等に対し、職場見学、職場体験を実施し、担い手確保に資する活動 (3年間に1回以上) を行ったものに加点 . . . 8点

【地域貢献】

(14) 除雪業務 [土木一式、アスファルト舗装のみ]

- R4年度・R5年度・R6年度のうち、2カ年以上の契約実績がある場合 . . . 20点
○R4年度・R5年度・R6年度のうち、1カ年で契約実績がある場合 . . . 10点

(15) 防災対策

- ① 県と防災協定を締結している団体に加盟 . . . 20点
② 県と家畜伝染病発生時の対応について対策協定を締結した団体に加盟 . . . 10点
③ 上記団体の未加盟者が県の要請により災害時の緊急対応を実施 . . . 10点
④ 各市町村が認定する消防団協力事業所 . . . 5点

[建築一式のみ]

- ⑤ 「島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者」に登録 . . . 10点
⑥ 「島根県地震被災建物応急危険度判定士」を常勤として雇用 . . . 5点/1名 [2名・10点を上限]
⑦ 「島根県被災住宅応急復旧相談員」を常勤として雇用 . . . 5点/1名 [2名・10点を上限]

(16) ボランティア活動

- 「ハートフルしまね」に登録し、R3～5年度の3年間に2回以上（但し、道路美化作業のみの場合は4回以上）の活動 . . . 5点

【減点】-----

(17) 行政処分

令和3年12月1日～令和6年10月31日までに以下の処分を受けた者を減点
なお、この減点適用期間は令和9年3月31日までとする。

- ① 他業種の許可の取消処分 . . . ▲30点
- ② 営業停止処分 . . . ▲20点
- ③ 指示処分 . . . ▲10点

(18) 指名停止措置

令和3年12月1日～令和6年10月31日までに島根県からの指名停止措置を受けた者をその期間により減点

なお、この減点適用期間は令和9年3月31日までとする。

○指名停止措置期間 . . . ▲5点/2週間 （1ヶ月の場合は▲10点となる）

※指名停止理由が「工事関係者事故」「公衆損害事故」「粗雑工事」の場合は、減点を現行の2倍とする . . . ▲10点/2週間 （2ヶ月の場合は▲40点となる）

【特例措置】

1. 若年者（29才以下）の雇用に対する取り扱いについて

○ 若年者（29才以下）の雇用の加点については、特例措置として名簿の有効期間内（令和7・8年度）の追加申請受付時に、下記（※①～③）に該当する者の申請があった場合、総合点数及び格付けの見直しを行う。

ただし、申請時に加点上限に達している場合は申請できない。

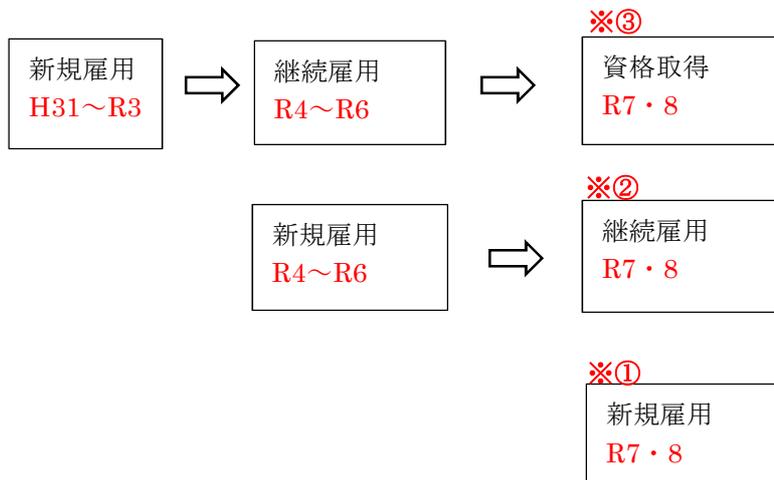
※① 申請日以降に年齢が29才以下のものを新たに雇用し、かつ、常勤として継続雇用
・・・ 6点/1名 [5名・30点を上限]

※② 令和4～6年度名簿に新規雇用者として加点された者で、令和7・8年度名簿申請時に継続雇用年数が2年に満たなかった者が継続雇用年数2年を超えた場合
・・・ 5点/1名 [5名・25点を上限]

※③ 平成31・32（R3）年度名簿に若年者の雇用として加点された者が、新たな資格を取得した場合
・・・ 5点/1名 [5名・25点を上限]

※追加受付時期（予定）：令和7年4月、令和7年8月、令和8年1月、令和8年8月

（モデル）※追加申請が可能な項目



2. 法面処理工事・アスファルト舗装工事の施工機械の取り扱いについて

○ 法面処理・アスファルト舗装の施工機械の加点については、特例措置として名簿の有効期間内（令和7・8年度）の追加申請受付時に、新たに加点対象のものを新規購入若しくは新規で長期リースを行った旨を確認出来る書類を提出し、申請があった場合、1台当たり4点の加点を認め、総合点数及び格付けの見直しを行う。

※追加受付時期（予定）：令和7年4月、令和7年8月、令和8年1月、令和8年8月